

くらしの窓

すぎなみ

2019年

3月号

発行 No. 309  
平成31年3月1日  
杉並区立  
消費者センター

その他の  
記事

消費者グループ連絡会活動報告 … P 3  
消費者センターからのお知らせ … P 4

# レンタルオーナー契約による トラブルにあわないために

春の天沼弁天池公園 (平成30年4月 撮影: 消費者センター)

レンタルオーナー契約とは、商品を購入して所有者になり、それを貸し出すことでレンタル料が受け取れる契約のことです。購入する商品は様々ですが、元本保証、高配当をうたい、あたかも投資や出資、預金などであるかのように勧誘します。

## レンタルオーナー契約のしくみと相談事例

### レンタルオーナー契約のしくみ

事業者は「元本保証で高利回りの投資をしないか」などとうたって消費者を勧誘します。消費者は商品を購入する売買契約と同時に、その商品を貸し出す賃貸借（レンタル）契約を結びます。購入した商品は引き渡されることなく、契約を結んだ事業者がその商品を第三者に転貸して得られた収益の一部を「レンタル料」などの名目で契約した消費者に支払うものです。

相談事例  
1

### 商品は コンテナ

業者が訪問してきて「コンテナを購入してレンタルすればもうかる。元本は必ず戻る。家賃収入や預金利子のように継続的な収入になる。」と熱心に勧められた。合計500万円ほどの契約をし、しばらくは毎月2万円のコンテナ利用料の振り込みがあった。さらに勧められて100万円を追加契約した後、振り込みがなくなり、業者に電話してもつながらなくなってしまった。



必ずもうかります!!

消費者庁イラスト集より

杉並区立消費者センター 発行

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

TEL 3398-3141 FAX 3398-3159

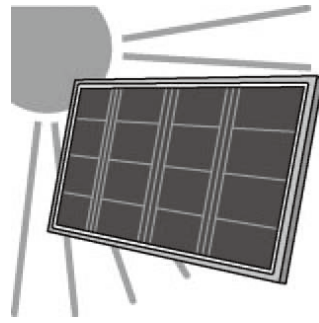
ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



## 相談事例 2

### 商品は太陽光パネル

業者から電話があり、「太陽光発電所を建設しているので投資しないか。太陽光のパネル代金1枚11万円を1口として負担すると、1年で1万2千円の売電利益がある。この事業には政府も後押しし



消費者庁イラスト集より

ている。」と誘われた。その時は断ったが、その後も電話があり、「通常、満期20年のところを1年に短縮したうえ、今回は年の中途の申込なので、半年後に満期となる。半年後には支払った全額が戻る。1口でもよい。」と説明されて承諾した。

承諾後も勧誘は続き、結局20口、計220万円を業者に支払った。

満期時、業者から「台風や竜巻の災害で保管していたパネルが全壊した」と連絡があり、返金されなかった。最近ではこちらから業者に電話連絡もとれなくなった。

## 相談事例 3

### 商品はクレジットカードの決済端末機

知人から「クレジットカードの決済端末機のレンタルオーナーになる投資をしないか」と勧誘され、紹介された業者と1口100万円で2口を契約し、200万円を支払った。契約後の配当は3回しかなく、その後、業者が破産申し立てを行ったという通知書が業者の代理人から届いた。

## レンタルオーナー契約の問題点

### 消費者がレンタル事業の実体を確認することは難しい

事業の実体や自身が購入した商品の存在などは消費者にとって確認が困難です。

### 業者が破綻し、支払ったお金も戻らないリスクがある

当初は約束どおりのレンタル料を受け取っていても、業者が突然破綻して元本が戻らなくなるトラブルが多く発生しています。



消費者庁イラスト集より

### 投資や出資、預金の契約であるかのような勧誘をしている

実際の契約は、商品の売買契約と賃貸借契約を同時にするレンタルオーナー契約です。「元本保証」「高配当」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。

## ◆ 消費者へのアドバイス

「元本保証」「高配当」などの勧誘はうのみにしないようにしましょう。レンタル事業の実体を確認できず、業者が破綻した場合のリスクを十分に理解できない場合は契約を見合わせましょう。レンタルオーナー契約で被害にあった消費者に「損を取り戻してあげる」などと言って、着手金や手数料をだまし取る手口もあります。二次被害にも注意しましょう。

## ◆ すぐに消費者センターに相談しましょう

トラブルにあったらすぐに消費者センターに相談しましょう。連絡先がわからない場合は消費者ホットライン「局番なし188（いやや）」に電話してください。お住まいの地域の消費者センターをご案内します。

# 消費者グループ連絡会2018年活動報告

私たちは七つの団体が構成される消費者グループとして活動しています。時々の生活の課題について専門家を招いて学習会を開いたり、杉並保健所に食品衛生や食の安全シンポジウムの委員を派遣しています。また、毎年区長と面談して要望書を提出しています。

## 2月 18日 映画「太陽の蓋」上映会

東日本大震災による原発事故の際に官邸内で何が起きていたのか。その経過や事故対応を、事実に即して追ったドキュメンタリードラマです。製作者の橋民義さんを招いて、制作にまつわる話をしてもらいました。原発事故の対応を記録に残すという、この映画作成に向けての強い意志があったことがわかりました。

## 24日 学習会「種子法廃止を考えるーおいしい米も食べられなくなる？」

日本の風土・環境に適合したコメ・麦・大豆の種子の安定供給に寄与してきた「主要農産物種子法」が廃止されました。「日本の種子を守る会」の印鑰智哉（いんやく ともや）さんからこれからの日本の農業について解説してもらいました。

## 6月 30日 学習会「種子法廃止で日本の農業はどう変わる？」

再度、印鑰智哉さんに来ていただき、種子の多様性の大切さ、多国籍企業による種子の独占の危険性などについて学びました。



## 9月 29日 映画「種子ーみんなのもの、それとも企業の所有物？」上映会

ラテンアメリカの農業者の種子をめぐるドキュメンタリーと解説編「種子法廃止で農業・食生活はどうなる?」。種子法の学習会の続編として、農業と種子の世界の動きについても理解を深めました。

## 10月 30日 区長に予算要望を提出

プラスチックごみ削減、自然エネルギー普及、大気汚染測定、種子法復活を国に働きかけることなどを要望しました。

## 11月 17日 料理会「もっと魚を食べよう！魚屋さんが教える料理教室」

移転したウエルファーム杉並の新しい調理室を利用して、料理講習会を行いました。



**消費者の権利**・・・2004年に制定された大切な消費者基本法の基本理念です。

- ①安全が確保される権利
- ②選択の機会が確保される権利
- ③必要な情報が提供される権利
- ④教育の機会が確保される権利
- ⑤意見が反映される権利
- ⑥適切かつ迅速に被害から救済される権利



3月11日(月曜日)・12日(火曜日)の2日間

## 特別相談「若者のトラブル110番」を実施します

杉並区立消費者センターでは東京都と共同で特別相談を実施します。「若者のトラブル110番」は契約当事者が29歳以下の方が対象ですが、相談はどなたでも、随時受け付けています。相談は無料です。キャッチセールス(※1)アポイントメントセールス(※2)など、問題商法の被害にあっていませんか？

※1 街頭で「無料体験」「アンケート調査」「モデルに興味ない？」などと近づいて、販売の目的を告げずに事務所などへ連れて行き、高額な契約を結ばせる商法

※2 「あなただけ特別!」「無料でサービス」などと、販売の目的を告げずにSNSなどで喫茶店や営業所に呼び出して高額な契約を結ばせる商法

誘われても、  
要らないものは  
キッパリと  
断りましょう



消費者庁イラスト集より

### 相談電話番号・相談時間

- ★杉並区立消費者センター相談専用電話  
☎ 3 3 9 8 - 3 1 2 1 (午前9時～午後4時)
- ★東京都消費生活総合センター  
☎ 3 2 3 5 - 1 1 5 5 (午前9時～午後5時)



消費生活相談

杉並区立消費者センターの  
相談時間は、午前9時から  
午後4時までです。

消費者庁イラスト集より

## こんな相談がありました!!

# 天皇陛下の退位に便乗した、皇室に関する商品の 購入勧誘の電話に注意しましょう!

### 事例

母が一人暮らしをしている実家に帰省し、分厚い写真集と領収書を見つけた。母に事情を聴くと、数か月前「平成の記念に皇室の写真集を購入しないか」との電話勧誘があり、「気に入らなければ宅急便で戻せる」と言われ、その後写真集が届いたようだ。代金3万6千円のうち2万4千円を支払っている。届いてから日にちは経っているが、返品・返金してもらうことはできるか。



### 消費者へのアドバイス

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間にわたって勧誘された、断っているのに執ように勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合は、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾してない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。
- 商品が送られてきてしまった場合など、困ったときは消費者センターにご相談ください。

## お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!



商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



- 相談方法 電話または窓口へ(ウェルファーム杉並 3階)
- 相談電話 **3398-3121**
- 相談時間 平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター